

[事案 2024-230] 特約中途付加請求

・令和7年4月14日 裁定終了

<事案の概要>

特約の中途付加等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成10年8月に募集代理店を通じて契約したがん保険について、令和6年5月にがん通院特約、がん治療保障特約等（本特約）を中途付加する申込みをしたところ、保険会社から引受けを拒否された。しかし、以下の理由により、保険会社に特約中途付加請求を承諾することを求め、予備的に、解約返戻金を割増しすることを求める。

- (1) 本契約は20年以上前に契約したがん保険であるため、現在のがん治療に保障内容が合わなくなってきている。本中途付加請求は、募集代理店から提案されたものであり、保障の内容は一般的なものである。
- (2) 本中途付加請求を認めない理由について、保険会社は検査入院したことを挙げているが、これは血液の検査に異常があるとのことで入院したものであり、がんとは全く関係がなく、特段治療や手術を受けたものでもなかった。しかも、結果的に何ら異常は認められず、このような20年以上前の検査入院実績をもって中途付加を認めないというのは何ら正当性がない。
- (3) 本契約は保障内容が古く、契約を継続する合理性がなく、現在の契約を継続するということで契約者に不利益が発生しており、解約返戻金を上乘せすべきである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約自由の原則・私的自治の原則のもと、保険者たる保険会社には、中途付加を含む保険契約の申込みを承諾する義務（引受義務）を負っていない。
- (2) 本中途付加請求の承諾と解約返戻金請求権の金額にはまったく関連はない。保険契約はいわゆる附合契約であり、契約当事者は保険約款に拘束されるどころ、解約返戻金請求権は約款にその要件が定められており、約款が予定している以上の解約返戻金が契約者に支払われることはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本中途付加請求に関する事情等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。